

前回到引続き、今回も中国の外商投資法制度について連載していきたいと思ひます。

Q4 前回は外国からの直接投資に対する許認可制度について言及しましたが、具体的に、どの政府部門において許認可申請手続きを行う必要があるのですか。

中国は、外商投資パートナーシップ企業以外のすべての外商投資に対して、事前の許認可を義務付けており、各プロジェクトが前回Q2で記載した産業政策規制の投資ガイドライン及び投資リストと符合するかを審査判断しています。すなわち、中国国内資本企業の場合と異なり、外商投資企業は、設立、変更、終了の登記手続きを行う前に、関連許認可の取得を義務付けられています。また、投資業種及び投資金額によって許認可機関が定められています。一般的に、許認可機関の政府当局は、下位の地方政府になるほど外資誘致に熱心となり、許認可手続きにおいて便宜を図り、審査判断において緩和な姿勢を示す傾向が見られます。一方、上位レベルの政府になるほど、当局の許認可手続き及び審査判断は、国の政策を重視し、厳格な執行を行う傾向が見られます。もちろん、地方政府が越権で下した許認可は、その効力が否定され、最悪の場合には設立登記を取り消されるリスクがあります。したがって、許認可手続きを行う際には、弁護士を起用して、当該プロジェクトに関して許認可権限のある政府機関へ申請を行うことが重要です。以下では、許認可政府機関の種類及び地方と中央との権限区分を説明いたします。

外商投資への許認可は、プロジェクトに対して国家発展改革委員会（以下「発改委」という。）により行われる審査確認、及び外商投資企業の契約・定款に対して商務部により行われる審査認可との二つがあります。実務では、審査手続きを簡略化するため、地方の商務部門が審査確認及び審査認可の窓口となり、受理した申請資料を発改委に転送する形をとっています。下表のとおり、外商投資プロジェクト/企業の投資総額によって、審査確認権限を有する発改委及び審査認可権限を有する商務部門のレベルが異なります。

投資総額（米ドル）		奨励類	許可類	制限類
5億米ドル以上	審査確認	国務院	国務院	国務院
	審査認可	商務部	商務部	商務部
5億米ドル未満、 3億米ドル以上	審査確認	国家発改委	国家発改委	国務院
	審査認可	商務部	商務部	商務部
3億米ドル未満、 5000万米ドル以上	審査確認	地方発改委	地方発改委	国家発改委
	審査認可	地方商務部門	地方商務部門	商務部
5000万米ドル未満	審査確認	地方発改委	地方発改委	省発改委
	審査認可	地方商務部門	地方商務部門	地方商務部門

なお、上表における「地方発改委」と「地方商務部門」とは、国の法律法規において省レベルを指しますが、各地方は、地方法規に基づいて市レベル、区レベル、及び県レベルに許認可権限を委譲することができます。但し、特殊な規定のある業種、特定産業政策またはマクロコントロール下の業種に対する外商投資については、許認可権限に関して上表と異なる別途の区

分規定が存在します。

Q5 中国における外商投資企業の設立手続きはどのような流れになっており、どの程度の時間がかかりますか。

外商投資企業の設立手続きは合弁、合作、独資かによって多少の相違があるのみなので、以下において、独資企業の設立手続きの一般的な流れを例として紹介します。

- ① 外国投資者による報告；設立予定地の県級人民政府が30日以内に回答する
- ② 工商行政管理部門にて企業名称仮登録
- ③ 発改委と商務部門にてフィージビリティ・スタディ報告書の許可申請、定款認可申請、設備免税輸入申請；3ヶ月以内に認可、かつ外商投資企業批准証書を取得
- ④ ③の後、1ヶ月以内に工商局にて設立工商登記を行い、営業許可証を取得する
- ⑤ ④の後、1ヶ月以内に公安局にて公印作成許可申請、外貨管理局にて外貨登記申請、銀行口座開設、税務局にて税務登記申請、財政部門にて財政登記申請、税関にて税関登記、質量技術監督部門にて企業コード登記申請
- ⑥ 生産・営業開始

外商投資企業の設立の際には商務部門が発行する批准証書を取得する必要があり、その批准証書を取得後、設立登記を行い、営業許可証を取得しなければなりません。そのうえで、営業開始までに上記⑤における各種手続きを行う必要があります。

各手続きにおいて提出すべき資料には重複するものも多いですが、もっとも重要な資料は批准証書申請の際に提出する資料です。提出資料は、地方および業界によって、多少異なることがあります。以下では、参考のために、上海を例として外資独資企業設立の際の提出資料リストを紹介します（注1）。

- ① 設立申請書
- ② フィージビリティ・スタディ報告書
- ③ 外資独資企業定款
- ④ 外資独資企業の法定代表、董事候補者名簿
- ⑤ 外国投資者の主体資格証明又は身分証明（公証と認証を経たもの）
- ⑥ 企業名称仮登録の許可通知書
- ⑦ 法律文書送達授權委託書
- ⑧ 外資独資企業の住所の使用許可証明又は賃貸借契約、賃貸人の権利証明
- ⑨ 輸入を必要とする設備明細書
- ⑩ その他

Q6 外商投資企業を設立するために必要な金額はいくらですか。また、設立後は、資金の調達をどのように行いますか。

特別な業界を除き、外商投資企業法では、最低登録資本に関する規制がないため、外商投資企業は会社法の最低登録資本の規制に服することになります。すなわち、最低登録資本は3万

人民元であり、一人会社の場合には10万人民元となっています。しかし、外商投資企業の登録資本は、生産・経営の規模、範囲に対応したものでなければならぬため、実務上は最低登録資本で外商投資企業を設立するのは困難です。

登録資本の払込方法について、外商投資企業は一括払込か分割払込かを定款において選択できますが、各払込方法における規制に留意する必要があります。すなわち、一括払込の場合は、営業許可証交付の日から6ヶ月以内に全額を払い込む必要があり、分割払込の場合は、営業許可証交付の日から90日以内に15%以上の出資額を初回出資として払い込み、残りの出資額を営業許可証交付の日から3年以内に振り込なければなりません。

また、登録資本に関しては、投資総額との関係も重要な検討事項となります。すなわち、投資総額とは、生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金及び生産運転資金の合計額を意味し、批准証書の記載項目となっています。そして、投資総額から登録資本を控除した残額を、借入又は社債の発行で賄う必要がありますが、外商投資企業にとって中国資本の銀行からの融資および社債の発行が困難なため、親会社からの親子ローン（外債の一種）の形で賄う場合が多くなっています。このように、中国外債（いわゆる外貨建ての対外債務）管理においては、外商投資企業の外債額を投資総額と登録資本との差額以内としなければならないとの規制があるため、下表に掲げた登録資本と投資総額の比率に関する規定にも留意する必要があります。

投資総額	登録資本
300万ドル以下	投資総額の10分の7以上
300万ドル—1,000万ドル	投資総額の2分の1以上（投資総額が420万ドル以下の場合、登録資本は210万ドル以上）
1,000万ドル—3,000万ドル	投資総額の5分の2以上（投資総額が1,250万ドル以下の場合、登録資本は500万ドル以上）
3,000万ドル超	投資総額の3分の1以上（投資総額が3,600万ドル以下の場合、登録資本は1,200万ドル以上）

（注1）上海市商務委員会のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.scofcom.gov.cn/sfic/sc/list.jsp?menuId=73&sonMenuId=75&rightMenuId=279&id=101284>

<当事務所の連絡先>
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付12階）
Tel: 03-5501-2111 Fax: 03-5501-2211
E-Mail: info@apl原因.jp
<http://www.aplaw.jp/>